

ジフェノコナゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.1	0.1
大麦	0.1	0.1
とうもろこし	0.01	
大豆	0.1	0.1
小豆類 ¹	○ 0.05	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.05	
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類 ²	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.2	0.1
てんさい	0.3	0.3
西洋わさび	0.4	0.4
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜 ³	2	2
サルシフィー	0.4	0.4
アーティチョーク	○ 2	
チョコリ	0.08	0.08
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜 ⁴	0.6	0.6
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	6	6
にんにく	0.2	0.2
アスパラガス	○ 0.5	0.03
その他のゆり科野菜 ⁵	9	9
にんじん	0.2	0.2
パセリ	25	25
セロリ	10	10
その他のせり科野菜 ⁶	0.5	0.5
トマト	0.6	0.6
ピーマン	2	2
なす	0.6	0.6
その他のなす科野菜 ⁷	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
オクラ	0.6	0.6
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	0.7	0.7
しいたけ	●	0.6
その他のきのこ類 ⁸	●	0.6
その他の野菜 ⁹	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	0.6	0.6
レモン	0.6	0.6
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	0.6
グレープフルーツ	0.6	0.6
ライム	0.6	0.6
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	0.6	0.6
りんご	0.8	0.8
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ	0.2	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	2	2
ブルーベリー	4	4
ぶどう	4	4
かき	0.7	0.7
バナナ	0.1	0.1
パパイヤ	0.2	0.2
アボカド	0.6	0.6
マンゴー	0.07	0.07
パッションフルーツ	0.05	0.05
その他の果実 ¹¹	2	2
ひまわりの種子	0.02	0.02
ごまの種子	0.1	0.1
なたね	0.2	0.2
その他のオイルシード ¹²	0.1	0.1
ぎんなん	0.03	0.03
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類 ¹³	0.03	0.03
茶	15	15
コーヒー豆	0.01	
その他のスパイス ¹⁴	0.6	0.6
その他のハーブ ¹⁵	35	35
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁶ の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分 ¹⁷	2	2
豚の食用部分	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん ¹⁸ の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
とうがらし(乾燥させたもの)	5	

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用されることになる。

* 加工食品である「とうがらし（乾燥させたもの）」については、国際基準が設定されており、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えることから、基準値を設定することとする。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペーパナンの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
16. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
17. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
18. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピロテトラマト

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	2	2
大豆	5	5
小豆類 ¹	3	3
えんどう	3	3
そら豆	3	3
その他の豆類 ²	3	3
ばれいしょ	1	1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.6	0.6
かんしょ	0.6	0.6
やまいも（長いもをいう。）	0.6	0.6
その他のいも類 ³	0.6	0.6
てんさい	○ 0.1	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	7	7
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	7	7
西洋わさび	○ 0.05	
クレソン	7	7
はくさい	7	7
キャベツ	7	7
芽キャベツ	1	1
ケール	7	7
こまつな	7	7
きょうな	7	7
チンゲンサイ	7	7
カリフラワー	7	7
ブロッコリー	7	7
その他のあぶらな科野菜 ⁴	7	7
サルシフィー	○ 0.05	
アーティチョーク	1	1
チコリ	7	7
エンダイブ	7	7
しゅんぎく	7	7
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 15	7
その他のきく科野菜 ⁵	7	7
たまねぎ	0.8	0.8
ねぎ（リーキを含む。）	0.8	0.8
にんにく	0.8	0.8
にら	0.8	0.8
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜 ⁶	0.8	0.8

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
にんじん	○ 0.05	
パセリ	5	5
セロリ	5	5
その他のせり科野菜 ⁷	5	5
トマト	3	3
ピーマン	10	10
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁸	10	10
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	2
しろり	0.2	0.2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.03	0.03
その他のうり科野菜 ⁹	7	7
ほうれんそう	7	7
オクラ	1	1
しょうが	0.6	0.6
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜 ¹⁰	7	7
みかん	0.4	0.4
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	○ 3	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	1
グレープフルーツ	○ 3	1
ライム	○ 3	1
その他のかんきつ類果実 ¹¹	○ 3	1
りんご	0.7	0.7
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	0.7	0.7
びわ	0.7	0.7
もも	1	1
ネクタリン	3	3
あんず (アプリコットを含む。)	3	3
すもも (プルーンを含む。)	5	5
うめ	3	3
おうとう (チェリーを含む。)	○ 5	3
いちご	10	10
ブルーベリー	3	3
クランベリー	3	3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実 ¹²	3	3
ぶどう	○ 5	2
かき	3	3
バナナ	4	4
パパイヤ	● 0.4	3
アボカド	0.6	0.6
パイナップル	0.3	0.3
グアバ	3	3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	3	3
その他の果実 ¹³	15	15
綿実	● 0.7	1
ぎんなん	0.5	0.5
くり	0.5	0.5
ペカン	0.5	0.5
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	0.5	0.5
その他のナッツ類 ¹⁴	0.5	0.5
コーヒー豆	0.2	0.2
ホップ	15	15
その他のスパイス ¹⁵	○ 15	7
その他のハーブ ¹⁶	○ 15	7
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁷ の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.08	0.02
豚の脂肪	○ 0.08	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.08	0.02
牛の肝臓	○ 1	0.02
豚の肝臓	○ 1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.02
牛の腎臓	○ 1	0.2
豚の腎臓	○ 1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.2
牛の食用部分 ¹⁸	○ 1	0.2
豚の食用部分	○ 1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.2
乳	0.01	

●：規制強化品目
○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
9. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
10. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
13. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
15. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
16. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
17. 「その他の^{せい}陸棲哺乳類に属する動物」とは、^{せい}陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
18. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

テトラコナゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	○ 0.3	0.2
その他の穀類 ¹	●	0.1
大豆	○ 0.2	0.05
てんさい	● 0.2	0.5
アーティチョーク	●	0.2
トマト	● 0.7	1
ピーマン	● 0.3	1
なす	● 0.3	1
その他のなす科野菜 ²	● 0.3	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1
しろうり	●	0.2
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ³	0.2	0.2
ほうれんそう	○ 2	
オクラ	○ 0.3	
えだまめ	●	0.05
その他の野菜 ⁴	●	1
りんご	● 0.2	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.5
もも	0.3	0.3
ネクタリン	●	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも (プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	○ 2	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	● 0.3	2
クランベリー	●	2
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実 ⁵	● 0.3	2
ぶどう	● 0.2	0.5
かき	○ 0.5	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
なつめやし	●	2
その他の果実 ⁶	● 0.3	2
その他のオイルシード ⁷	○ 0.05	
茶	20	20
その他のスパイス ⁸	●	2
その他のハーブ ⁹	●	1
牛の筋肉	○ 0.01	0.0003
豚の筋肉	○ 0.01	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁰ の筋肉	○ 0.01	0.0003
牛の脂肪	○ 0.04	0.0003
豚の脂肪	○ 0.04	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.04	0.0003
牛の肝臓	○ 0.5	0.0003
豚の肝臓	○ 0.5	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.0003
牛の腎臓	○ 0.02	0.0003
豚の腎臓	○ 0.02	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.0003
牛の食用部分 ¹¹	○ 0.5	0.0003
豚の食用部分	○ 0.5	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.0003
乳	○ 0.01	0.0003
鶏の筋肉	○ 0.02	0.0003
その他の家きん ¹² の筋肉	○ 0.02	0.0003
鶏の脂肪	○ 0.06	0.004
その他の家きんの脂肪	○ 0.06	0.004
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.02	0.002
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.002
鶏の食用部分	○ 0.03	0.002
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	0.002
鶏の卵	● 0.02	0.03
その他の家きんの卵	● 0.02	0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（その他の魚類 ¹³ に限る。）	○	0.0003
魚介類（貝類に限る。）	○	0.0003
魚介類（甲殻類に限る。）	○	0.0003
その他の魚介類 ¹⁴	○	0.0003

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
はちみつ	○	0.0003

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
3. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
4. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
6. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペーパナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
8. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
9. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
10. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
11. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
12. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
13. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
14. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

トリホリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のきく科野菜 ¹	0.5	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
メロン類果実	0.02	0.02
未成熟えんどう	1	1
もも	1	1
いちご	2	2
ブルーベリー	0.03	0.03
ハックルベリー	0.03	0.03
かき	0.7	0.7
その他のハーブ ²	○ 25	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ³ の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分 ⁴	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
2. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
3. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
4. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フェニトロチオン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	● 1	10
大麦	○ 6	5.0
ライ麦	○ 6	1.0
とうもろこし	● 0.2	1.0
そば	○ 6	1.0
その他の穀類 ¹	○ 6	1.0
大豆	● 0.05	0.2
小豆類 ²	○ 0.3	0.2
えんどう	○ 0.3	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	● 0.05	0.2
その他の豆類 ³	○ 0.3	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05
こんにやくいも	● 0.02	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.5
さとうきび	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.5
かぶ類の根	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	● 0.1	0.5
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.5
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.5
ごぼう	● 0.03	0.05
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.5
チョコリ	●	0.5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.2
その他のきく科野菜 ⁶	● 0.1	0.2
たまねぎ	● 0.05	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.3	0.2
にんにく	●	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜 ⁷	● 0.1	0.2
にんじん	●	0.2
パースニップ	●	0.2
セロリ	●	0.2
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜 ⁸	● 0.1	0.2
トマト	○ 0.7	0.2
ピーマン	●	0.2
なす	○ 0.5	0.2
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.3	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	● 0.1	0.2
すいか	● 0.01	0.2
メロン類果実	● 0.02	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.2
ほうれんそう	● 0.1	0.2
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	0.5
しょうが	● 0.1	0.5
未成熟えんどう	● 0.3	0.5
未成熟いんげん	● 0.05	0.5
えだまめ	0.5	0.5
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	● 0.02	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.5
その他の野菜 ¹²	○ 0.5	0.2
みかん	● 0.05	0.2
なつみかんの果実全体	○ 3	2.0
レモン	○ 10	2.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 10	2.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
グレープフルーツ	○ 10	2.0
ライム	○ 10	2.0
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 10	2.0
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	○ 0.3	0.2
西洋なし	○ 0.3	0.2
マルメロ	●	0.8
びわ	●	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	● 0.05	0.8
あんず（アプリコットを含む。）	● 0.05	0.8
すもも（プルーンを含む。）	● 0.02	0.8
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.3	0.2
いちご	○ 5	0.2
ラズベリー	●	0.8
ブラックベリー	●	0.8
ブルーベリー	●	0.8
クランベリー	●	0.8
ハックルベリー	●	0.8
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.8
ぶどう	0.2	0.2
かき	○ 0.8	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.8
パパイヤ	●	1
アボカド	●	0.8
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.8
マンゴー	●	0.8
パッションフルーツ	●	0.8
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	○ 1	0.2
ごまの種子	○ 7	
その他のオイルシード ¹⁶	○ 7	
ぎんなん	● 0.05	0.1
くり	● 0.03	0.2
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	● 0.05	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
茶（不発酵茶に限る。）		0.2
茶（不発酵茶を除く。）		0.2
茶	● 0.1	
カカオ豆	●	0.1
その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）		2
その他のスパイス ¹⁸	○ 25	
その他のハーブ ¹⁹	● 0.1	0.5
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉		0.05
牛の脂肪		0.05
豚の脂肪		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05
牛の肝臓		0.05
豚の肝臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05
牛の腎臓		0.05
豚の腎臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05
牛の食用部分 ²¹		0.05
豚の食用部分		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05
乳	○ 0.01	0.002
鶏の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の家きん ²² の筋肉		0.05
鶏の脂肪	○ 0.4	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.4	0.05
鶏の肝臓		0.05
その他の家きんの肝臓		0.05
鶏の腎臓		0.05
その他の家きんの腎臓		0.05
鶏の食用部分		0.05
その他の家きんの食用部分		0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.01
魚介類	○ 0.3	
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.002
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.002
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.002
魚介類（その他の魚類 ²³ に限る。）		0.002
魚介類（貝類に限る。）		0.002

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
魚介類（甲殻類に限る。）		0.002
その他の魚介類 ²⁴		0.002
はちみつ	○	0.002
小麦粉（全粒粉に限る。）		5
小麦粉（全粒粉を除く。）		1.0
小麦ふすま		20
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）		1
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）		7
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）		0.1

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

* 「茶（不発酵茶に限る。）」及び「茶（不発酵茶を除く。）」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、これらを統合し、「茶」として残留基準値を設定する。

* 「その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

* 「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。

* 「魚介類（さけ目魚類に限る。）」、「魚介類（うなぎ目魚類に限る。）」、「魚介類（すずき目魚類に限る。）」、「魚介類（その他の魚類に限る。）」、「魚介類（貝類に限る。）」、「魚介類（甲殻類に限る。）」及び「その他の魚介類」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、これらを統合し、「魚介類」として残留基準値を設定する。

* 「小麦粉（全粒粉に限る。）」、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉に限る。）」、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の^{せい}陸棲哺乳類に属する動物」とは、^{せい}陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
23. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
24. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

フルトリアホール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	● 0.2	0.5
大麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.01	
大豆	0.4	0.4
らっかせい	0.2	0.2
てんさい	○ 0.02	
キャベツ	○ 2	
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 2	
セロリ	○ 3	
トマト	○ 0.8	0.3
ピーマン	1	1
その他のなす科野菜 ¹	○ 1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.3	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.3	
しろり	○ 0.3	
その他のうり科野菜 ²	○ 0.3	
りんご	○ 0.4	0.3
日本なし	○ 0.4	0.3
西洋なし	○ 0.4	0.3
マルメロ	○ 0.4	0.3
びわ	●	0.3
ネクタリン	○ 0.6	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.6	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.4	
うめ	○ 0.6	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 2	1
バナナ	0.3	0.3
綿実	○ 0.5	
なたね	○ 0.5	0.2
コーヒー豆	0.2	0.2
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ³ の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分 ⁴	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きん ⁵ の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
とうがらし（乾燥させたもの）		10

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

* 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているフルトリアールの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。

1. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
2. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
3. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
4. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
5. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フルピリミン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.7	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ²	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	○ 0.03	
その他の家きん ³ の筋肉	○ 0.03	
鶏の脂肪	○ 0.04	
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	
鶏の肝臓	○ 0.1	
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	
鶏の腎臓	○ 0.1	
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	
鶏の食用部分	○ 0.1	
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	
鶏の卵	○ 0.04	
その他の家きんの卵	○ 0.04	
魚介類	○ 0.02	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
3. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。